

## 学校部活動の地域クラブ移行時における手続きの流れについて

### 調整 ・ 準備

- ①地域クラブの設立を検討している団体は、宇部市運営協議会もしくは中学校に、地域クラブ設立について相談する。
- ②宇部市運営協議会及び中学校は、地域クラブ設立の相談があった場合、下記事項について関係団体等（社会教育団体を含む）と確認・協議を行う。

#### 活動内容

- 対象者 指導者 指導内容（目標、練習内容やレベル） 大会登録 活動場所
- 活動日・休養日 活動時間 使用道具と保管場所 会費 移動手段
- 安全管理（施設管理、保険加入等） 連絡手段 学校との連携 その他

#### スケジュール

- 完全移行完了日と移行期間における活動内容

- ③中学校は、宇部市中学校長会にて地域クラブ設立に関して報告を行い、上記事項について協議を行う。
- ④地域クラブ団体は、中学校と協議・調整を行った上で、認定申請書(様式第1号～第3号)及び名簿等(別添1～4)を作成し、宇部市に地域クラブ認定申請を行う。

### 報告 ・ 説明

- ①宇部市から認定を受けた地域クラブ団体は、「宇部市地域クラブ認定通知書」を中学校に提出し、「宇部市地域クラブ認定」について報告する。
- ②中学校（必要に応じて、地域クラブ団体やコーディネーターが同席）は、教職員、学校運営協議会、PTA役員に、地域クラブの活動内容・スケジュールを説明する。
- ③中学校は、該当競技の部活動に所属している生徒へ地域クラブでの活動意志を確認し、地域クラブでの活動が難しい場合には、中学校と地域クラブ団体で協議し、活動内容等の調整を行う。（部活動と地域クラブ両方の中体連登録はできないことも生徒へ説明する。）
- ④中学校は、生徒の活動意志を確認し、完全移行完了期日を設けて、当該部活動入部の募集を停止する年度を定める。

### 周知

- ①中学校は、当該部活動に所属する生徒及び保護者に対して、地域クラブの活動内容・スケジュール、完全移行完了期日、部員募集を停止する年度等を説明する。（文書配布、説明会等）
- ②中学校は、全校生徒に地域クラブの設立、当該部活動の部員募集を停止する年度を周知する。（HP、学校便り、全保護者宛の文書配布、説明会等）
- ③中学校は、校区にある小学校に地域クラブ設立と当該部活動の部員募集を停止する年度を周知する。（HP、学校便り、小学校4～6年生保護者宛の文書配布、説明会等）
- ④中学校は、市内中学校および関係団体に、地域クラブの活動内容・スケジュールを通知する。（山口県人材バンク及びポータルサイトも活用する）

### 実施

- ①中学校と地域クラブ団体は、移行期間においては、部活動と地域クラブ活動の調整を図りながら実施する。